

故落合直亮事績

第一

本籍住所、族籍、爵位、勲功、學位、官職、氏名
南多摩郡淺川村ノ産

本籍

東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町大字千駄ヶ谷五百九十九番地

東京府士族

落合直亮

明治二十七年十二月十一日死亡享年六十八

第二

性質、志望、素行、徳望

性質ハ温厚篤實、ニシテ寡慾夙ニ勤王ノ實ヲ擧ケシコトヲ志シ晩年ニ至リテハ殊ニ研學ノ外餘念ナシ素行方正徳望アリ

第三

賞罰

明治元年二月岩倉具視ノ内命ヲ帶ヒ關東視察ノ功ニヨリ金一萬疋ヲ賜フ

明治元年八月 明治天皇御即位ノ式ニ奉仕シタル廉ヲ以テ黄袍一領ヲ賜フ

志波彦鹽竈兩神社伊勢神宮及教導職奉務中事務勉勵ノ廉ヲ以テ賞與九件アリ

明治二十六年四月神宮教管長ヨリ特別ヲ以テ年金百圓ヲ支給セララル(終身)

明治九年東北地方御巡幸ノ際拜謁ヲ賜フ

罰ナシ但大參事奉務中明治四年三月御不審ノ筋有之徳島藩へ御預ケ仰付ラル

(第五十馬 別名直言横濱打拂事件ニ加擔セルヲ以テ同犯ノ嫌疑アリタルニ
因リテナリ)

明治四年本官ヲ免セラレ(前條關聯嫌疑ノ

ミニシテ糾問ナレ)

明治四年十二月復籍親類預仰付ラル

第四 復歴書

文政十年丁亥八月二十六日武藏國南多

摩郡上長房村字駒木野(東京府南多摩郡

浅川村字上長房村)ニ於テ生ル

弘化三年父祖ノ役ヲ承ケテ上長房村駒

木野關吏タリ(二十才)

嘉永三年役ヲ第直澄ニ譲リテ國事ニ奔

走ス(二十四才)

明治元年五月ニ至ル間事蹟ノ項參照

明治元年五月刑法官監察司試補仰付ラル

明治元年六月監察司試補免セラレ知事

仰付ラル

明治元年八月刑法官^官監察司知事ヲ免セラレ

信州伊奈縣判事仰付ラル(其筋ノ内命アリシニ依ル)

明治三年正月伊那縣大參事ニ任セララル

太 政 官

明治四年三月御不審ノ筋有之徳島藩へ

御預ケ仰付ラル(第五十馬 別名直言 横濱打拂事件ニ加擔

セルヲ以テ同犯ノ嫌疑アリタルニ因リテナリ)太 政 官

明治四年四月本官ヲ免セラレ(前條關聯嫌疑ノミシテ糾問ナレ)

太 政 官

めくられず

明治四年十二月復籍親類預仰付ラレル 司法省

明治六年三月陸前國志波彦神社宮司ニ任シ兼大講義補セラル
(教部大丞從五位三島通庸奉)

明治六年七月宮城縣内教導取締ヲ命セラル (太政官)

明治七年三月兼權少教正ニ補セラル (太政官)

明治八年一月陸前國塩竈神社宮司兼任セシメラル
(教部省六等出仕 鈴木魯奉)

明治八年三月兼少教正ニ補セラル (太政官)

明治十年五月願ニ依リ本官ヲ免セラル (内務省)

明治十年十月本教館育材課長ヲ命セラル
(祭主品朝房親王代理 神宮少宮司中教正浦田長民 内務大書記官從五位 松田道之奉)

明治十一年五月神宮補宜ニ任セラル (内務省)

明治十二年五月兼權中教正ニ補セラル (太政官)

明治十三年二月願ニ依リ本教館育材課長ヲ免セラル
(神宮祭主大教正朝房 親王代理神宮少宮司中教正 浦田長民 田中賴庸)

明治十五年三月願ニ依リ本官ヲ免セラル (内務省)

明治十五年七月中教正ニ補セラル (太政官)

明治十九年四月大教正ニ補セラル
(神宮教館長正六位 田中賴庸)

明治二十四年十一月本職ヲ免セラル (神宮教院)

明治二十六年十一月駿河國淺間神社宮司ニ補セラル (内務省)

明治二十六年十二月願ニ依リ本職ヲ免セラル (内務省)

明治二十七年十二月十一日死去

此他仙臺熊本福岳等ノ神宮教院地方本部長其他ノ奉務辭令十數通アレトモ省略ス

第五 父祖ノ氏名及子孫

祖父 本人 養子 孫現存

俊雄 貞藏 直亮 直文 直幸

直亮妻雀子生存

第六 事蹟ノ要旨

以下史談會志士人名録ヨリ抄出

直亮少壯漢籍ヲ管野得齋遠山如雲如學ニ幼時國學
 ヲ山内嘉六六學ニ後堀秀成ニ就テ頗ル其旨ニ通ス嘉永
 六年米國軍艦浦賀ニ來到物情騷然タリ直亮年二
 十四亦慨然志ヲ起シ東西ニ奔走シ弘ク志士ニ交リ
 尊王攘夷ノ義ヲ唱ヘテ有志ヲ糾合ス又尊攘論明
 道論正明斷本末論國體原論ヲ草ミテ有志ニ頒チ
 其志氣ヲ激勵ス又幕府當路者ヲ遊説スルコト
 前後數回常ニ勤王攘夷ノ實ヲ舉ケンコトニ焦思
 セリ文久三年幕府浪士ヲ募ル直亮亦之ニ應シ同
 志ト俱ニ京ニ上リ四月清川八郎贈正四位和田中彦等
 ト封事ヲ學習院ニ上リ建言スル所アリ尋テ藤本
 真金津之助號鐵石贈從四位等ト謀ルモ其事蹉躓シ同志或ハ刑縛

ニ就キ或ハ離散シ一時草野ニ匿レ時運ヲ俟テリ偶々慶應三
 年丁卯十月討幕ノ密勅薩長兩藩ニ下ル時ニ西郷隆盛
贈正三位等以謂ラク徳川氏ノ叛逆ヲ徵スルモ猶未タ之ヲ伐ツノ
 名義ニ乏シ故ニ豫メ江戸ニ至リ府内ヲ騷擾シテ彼ノ怒ヲ激シ
 兵端ヲ開カシムルニ若カス又關東附近ヲ擾亂シ幕府ヲシテ
 兵カヲ動カサシメ其虛ニ乘セシメント以藩士益滿休之助伊
 牟田尚平ウ江戶ニ赴カシメテ謀ル所アリ直亮其友小島
 將滿四郎又名權田直助贈正五位ト聞イテ之ニ應シ舊盟ノ徒
 ラ召集スルニ數百人ニ及フ將滿ヲ推シテ總監トシ直亮
 副トナリ水原一郎ト假名ス芝三田薩摩郎ニ屯集ス時ニ
 藩士多クハ歸藩シ関太郎兒玉雄一郎贈正四位條崎彦十
 郎等數十人在リ直亮休之助等ト謀リ夜々市内ニ
 出テ暴掠シ人心ヲ騷カセリ土月二十日江戸城本丸燒亡ス

めくれず

又同志ノ密略ニ出ツルナリ十二月同志ヲ分テ四隊トナシ一隊ハ
 甲斐ニ一隊ハ下野ニ一隊ハ相摸ニ派遣シテ四邊ヲ擾騷セ
 シメ幕府兵ヲ出サハ其虚ニ乘シ江戸城ヲ略スルノ策ナリ二
 十三日夜三田小山佐土原藩邸内浪士一夜町廻酒井
 忠篤伯上佐山龍野鯖江諸藩及別手組新撰組
 ニ命シテ掃攘セシム二十五日曉來リテ邸ヲ圍ム太郎
 彦十郎等應接シテ圍ヲ解カントス會邸内ノ徒發砲
 スルニ依リ庄内藩兵等鬪戦ス家宅ニ火ヲ放チ交
 々殺傷ス戦亡者數名浪士殘徒百餘人圍ヲ突
 キ品川ヨリ藩船胡蝶丸ニ乘リ神戸ニ向フ徳川氏
 回陽艦將榎本武揚敬子追撃ス砲丸舩腹ヲ穿
 チ帆檣皆折レ直亮頗ル困苦ス舩員決死邀撃シ
 テ敵艦ニ中ツ敵艦引返ス強シテ難ヲ脱ス下田ニ假
 泊シ舩體ヲ修繕シ出航暴風ニ遭ヒ幾ト覆没セントス漂
 流八丈島ニ至ル後舩ヲ還シ紀伊丸龜浦ニ達シ三十日直亮
 尚平坂田三四郎淵四郎ト俱ニ上陸任勢大和ヲ經テ晝
 夜兼行京ニ赴テ路塞ヲ通セス迂回シテ宇治ニ出ツ夜
 陰ヲ犯シ明治元年戊辰正月三日京ニ入ル時伏見鳥羽
 ノ戦火ヲ望メリ四日隆盛ニ面シ關東ノ情况ヲ告隆
 盛欣然勞シテ曰ク諸君周旋ノ功遂ニ今日ノ快戦ヲ
 見ル徳川ノ亡滅既ニ近キニアリ幸ニ閑卧シテ俟ツベシト
 直亮等五條爲榮敬子ノ家ニ頼ル五日命アリ征討大
 將軍嘉彰親王ニ扈從ス大坂ニ赴キ尋テ四國中國
 鎮撫總督ニ隨從シテ姫路ニ赴ク二月岩倉具視贈正一位
 ノ内命ヲ帶ヒ關東ニ下リ視察スル所アリ危難ヲ犯シ
 三月歸京報命ス金一萬足ヲ賜ヒ其勞ヲ賞セラル時

ニ朝議攘夷ノ命ヲ停メラル又列藩戦功ヲ誇リ朝威
ヲ凌クノ聞アリ直亮等具視ノ爲ス所往々昔日ノ所
論ト予肴スルヲ憾ニ慨然密ニ計ル處アリ具視ニ酬
ヒントス具視之ヲ聞キ直亮齋藤貞之丞舊名春雄又
科野東一郎ニ人ヲ招キ懇諭其志ヲ賞シ金ヲ與ヘテ慰撫シ遣ル

以下史談會史談速記録ヨリ抄出

サウデアリマス夫レカラ刑法官デ間モナク監察司知事
ニナリマレテ信洲伊那縣ノ判事ヲ命セラレマレテ其地方ニ
赴任シマレタハ十月デゴザリマシタ夫カラ信洲ハ邊僻
デゴザリマスカラ金札カホダ通用セヌノデアルニカルニ賜
ハツタ金子ハ殘ラズ金札デ夫レヲ通用スルニ色々盡
カレマレテ其暮ニハ漸ク通用スル様ニナリマレタシカルニ

東京デ金札ニ相場が付キテ東京ヨリ當地ニ取引ノ有ルモ
ノカラ早ク飛脚が來テ縣デハ知ラヌ中ニ下ノ者が先キニ
知ツテ騒キニナツテ大沸騰ヲスルトコロデゴザリマシテ舊幕
ヘ納メ殘リノ租税金ガゴザリマシテ夫レ縣ニ預カツテ直キ
マレタノガアツタノデゴザリマス其金ヲ與ヘテ説諭シマレテ
漸ク治マリマレタトコロヘ京アタリデ通用ヒヌニ分金ノ贖物
ヲ江洲ノ商人ナトガ持ツテ來テ産物ヲ買ウタリ紙幣ヤ
或ハ舊幕府ノ時ノ一分銀ノ様ナモノヲ價ヲ高ク買フト
云フコトデ喜ンデ賣ツタトコロガ二分金ハ贖物デ通用
セズ又騒キデ今度ハ國中殘ラス騒動ニナツテ夫レヲ
治メマスコトニカク盡シテ働キマシタ其中段々租税ノ期
節ニナツテ來マスノデ二分金ヲ取ラマトナツテハ治マラヌ故
ニ租税金ニ受取ラヤルカラト言ツテ説諭シテソコデ租税ニ

受取ツテ見レハ賸金ハ勿ラレヌノテ其不足ヲ償フ道カナ
 イ夫カラ非常ノ艱難ヲシマレテ商社ヲ組立テ物持ヲ説
 テ金ヲ預ケシメ借リタイト云フ者ニ貸ス法ヲ立テ、
 貸ス方ハ利ヲ高クシテ預リマシテ其證書ヲ遣リマ
 ス其證書ハ通用スル様ニシテ百圓ノ金ヲ十枚ニシ
 テ賞ヒタイト云フ者ニハ十圓證拾枚ヲ遣ル法ニシ
 テ施行シテ居ル中ニサウイフ紙幣メイタ物ハナ
 ラフト云フコトニナツテ夫レモ施スコトが出来ヌ様ニ
 ナツテ參リマシタ故同僚ノ白井トイフハ尾張ノ人ニテ病
 氣デ辭職シ其中ニ段々迫マツテ知事ハ東京へ行ツ
 テ建言ヲセネバナラフト云ツテ上リマシタデアリマス
 トコロが思フ様ニコテラノ事が達セヌモノデアルカラ此
 人モ辭シ私文ケ殘ツテ國中人民ノ爲メニ死ヌ積リテ
 ヤツテ居リマシタ其中ニ縣カ改革ニナリマシテ他ノ地方ニハ
 騒動ガアリマシタニ此所ハ兎ニ角靜デアツタノデ私共ガ
 謀叛デモ起スノデハナイカト云フ嫌疑ヲ受ケテ其時
 ハ十三ヶ條ホド詰問ヲ受ケマシタ其十三ヶ條ヲ辯明
 シマシテ一體ノ事ヲ聞クト嫌疑シタ様デナクテ盡シ
 マシタ事が分ツタモノデアルカラ夫レナリテ何ノ事モナク
 前年ノ七月ヨリ翌年ノ春マテ遊ンデ居リマシタ其中國
 事犯(横濱打拂事件)ノ嫌疑ヲ受ケテ三月ノ下旬ニ阿
 洲藩へ預ケラレテ四月ノ始メニ免職ニナリマシタガ是
 レモ嫌疑丈ケテ紕問モナク遂ニ其儘ニ其年ノ土月下
 旬ニ復籍ヲ命セラレマシタ
 以上明治五年迄
 明治六年宮城縣國幣中社志波彦神社庶司奉職

續ラ塩竈神社宮司兼務後伊勢神宮禰宜奉務
兼テ教導職トナリ神宮教職員ヲ務メ本教館育材
課長トナリ大ニ子弟ヲ薰陶ス後教院ヲ仙臺ニ起シ
亦子弟薰陶ニ資明治二十四年職ヲ退キラ上京養
子直文ニ養ハル、所トナリ市外千駄ヶ谷ニ閑居和漢
諸科學等ノ書ヲ耽讀ニ三草稿ノ遺スモノアリ
明治二十七年十二月十一日病歿ス

御參考現存人

渡邊

千秋

(當時伊那縣小參事)

文學博士井上

賴國

(權田直亮門下生)

皇典講究所講師青戸

波江

(當時伊勢神宮本教官學生)

全所幹事

今井清彦

(前同斷)

東京府

御參考書籍

史談會編纂系

國事報効志士人名錄第一輯

史談會史談速記録第十二輯第十三輯岩倉公實

記下卷第四百九頁

明治書院發賣

秋之家遺稿所載白髮翁物語

一 岩倉公實記 抄寫別ニ添付ス

岩倉公實記 抄寫別ニ添付ス

故岩倉公實記下卷中 四百九頁抄出

具視落合直亮と皇國男子の交をなす事

四月二十二日山中静逸密に具視に告げて曰く偵吏來り
報して云ふ處士落合直亮其同志五六人と相謀り將に公
を途上に要撃せんとすと敢て請ふ從士に命じて敬言
戒する所あらんことを是に於て具視家入坂本進を
直亮の寓に遣り之と言はしめて曰く今夕當きに本
邸に來るべし夜に入り直亮其同志齋^齋貞之丞と與俱
に來り謁す具視左右を屏け二人に命じて席を前ま
めて曰く子等を招延せしは他事あるに非ず皇國男
子の交りをなさんと欲するなり子等は之をなす
事を欲せざるか二人黙して答へず具視曰く仄かに聞
く子等予と殺さんと欲すと之を企圖するは必ず皇

國の爲に害を除かんと欲するの誠意に出づるならん予
は正理の事に由り忠義の士が刃を受け命を隕すは
素より望む所なり然れども予が朝廷の上に立ち樞機に
參與して以て予が所信の事を行ふも亦皇國の爲に利
を興し害を除かんと欲するの心に外ならず今子等と相
互に包藏する處なり其所信の意を陳べて之を對論
せん若し予が行ふ所の事にして果して皇國の爲に害
ありとせば當に此座に於て子等が刃を受くべし予は決
して死を畏れざる也直亮曰く外夷日を追て跋扈し國
威等を追ふて萎靡振はず吾が皇國人にして誰か之を憤慨せざ
らんや殊に先帝は痛く憂慮を惱し給へり微臣等之を見聞
するに忍びず竊に同志と相謀り幕府に失政の罪を責め
且つ外夷を撃攘して以て宸襟を安んト奉らんと欲し

父母に別れ妻子を棄て東奔西走する事此に年あり昨年
江戸薩摩藩の邸に潜匿し同志と計畫する處あり其
十二月二十五日に至り舊幕府は猝に酒井左衛門尉に命
じて薩摩藩邸を襲撃せしむ微臣等圍を衝き逃れ
出て品川灣より薩摩藩の軍艦に搭じ將に西走せんと
す又舊幕府軍艦の爲めに砲撃せらるる吾軍艦亦之
に應じて發砲し隙を窺ふて艦脚を轉んじ僅かに死
を逸れて逃れ去ることを得遂に紀州熊野浦に到る此
處より微臣等上陸し伊勢大和を経て伏見を過ぐ恰
も官軍と賊軍と開戦の時に遇ふ因て路を迂回し
京師に入り身を薩摩藩邸に投ず即ち西郷吉之助の
命を承けて征討將軍宮の麾下に屬して賊情を偵
察三月六日に迄んで還る此の時同志の士は微臣に告

けて曰く朝議既に佛英蘭三國の公使に朝見を許され又新政
に漸々外夷の法則を採用せらるるの状ありと微臣等之を
聞き慨歎に堪へず幾んど身を以て天地の間に容るる
所なきが如き想をなす是に於て微臣等は同志と相
謀り新政は先帝の睿旨に北背かずして之を行ひ給は
んことを願ひ一死以て朝廷に諫奏せんと欲す敢て危
害を公が身に加へんことを企圖したるのみにあらず乃
ち懷中を探り諫奏書の草案を出し以て具視に示す
具視曰く予は子等同志の士五六人を處分するは誠に
難事に非ずと雖も子等が如き忠義の士は所謂皇國
の元氣なるものたるを以て白皇國を永遠に保持する爲
めに之を行ふに忍びざるなり因て今夕は子等を招延
し以て其の實情を吐露せしめて子細に之を聽かん

と欲するなり子等が新政を見て之を慨歎するは決して
非理と云ふからず予は樞機の職に居り事を執るに猶
予が意の如くならざるは十の八九なり是は世人の知り
得べからざる事情自ら存するが故なり子亦曾て熟
知するが如く朝廷は虚器を擁し給ふこと六百餘年
に及ぶ今や政柄を朝廷に收復し給ふと雖も関東の
賊を討伐せんと欲するに一兵なく又軍資なし諸大藩
の力を借るにあらざれば則ち計の出る處なし其力を借
るか爲に其の云ふ所の事亦隨て之れを採用せざる可
らず其の云ふ所の中に往々心服し難き事なるにしもあ
らず然れども眼前に討賊の大事あるを以て其言ふ
所を取捨するは情實の許さざる所なり関東平定の
後は朝廷の基礎を確立し大に一新の官政を施行せ
んと欲す故を以て子等の如き忠義の士は身を献じ心
を竭すべきの秋は猶多々なり子等姑く忍ぶ可からざる
所を忍び時を待つて以て奉公すべし乃ち家人を呼んで
酒を命じ盃を直亮貞之丞に賜ひ親ら瓶子を執り之
を酌む二人感激して之を謝して曰く謹んで尊論を奉じ具視
曰く子等が雨露を庇はんが爲めに予が舊假邸實相院を貸與
里坊
し子等宜しく同志の士を養ふて以て朝廷緩急の用に
應じ報効を圖るべし直亮悦服し歌を詠して之を献す其
辭に曰く

たのきよよと思ひすてたる雨露の身の

命となりぬ君かことの葉

陰たかく緑いろこき言の葉を

こよひのつゆの命なりける

羽立二十三日具視家人に命して金壹百圓を齎し直亮
の寓に遣り之を惠與せしむ直亮又來り恩を謝し
歌を献し去る其の辭に曰く

よのかきりつくさめやたまわれり
わらひのしらをいのちにはいれ

(終)

(右岩倉公實記下巻より抜書す)